



諮 問 書

2 健保第 6 2 3 0 号

令和 3 年 1 月 2 8 日

久留米市国民健康保険運営協議会

会長 松岡 保治 様

久留米市長 大久保 勉
(健康福祉部健康保険課)



令和 3 年度久留米市国民健康保険料率等について、下記のとおり諮問いたします。

記

・諮問事項

- 1 医療給付費分（基礎賦課分）、後期高齢者支援金等分および介護納付金分の保険料率等については、いずれも現行のまま据え置きとする。
- 2 賦課限度額については、国の基準とする。

参 考

令和3年度税制改正大綱（令和2年12月21日閣議決定）において、賦課限度額は、現行のまま据え置きとなったことに伴い、

【令和3年度】

1 医療給付費分（基礎賦課分）	「630,000円」で据え置き
2 後期高齢者支援金等分	「190,000円」で据え置き
3 介護納付金分	「170,000円」で据え置き
賦課限度額総額	「990,000円」で据え置き